

水産政策審議会企画部会  
第80回議事録

水産庁漁政部企画課

## 水産政策審議会第80回企画部会

### 1. 開会及び閉会日時

開会 平成31年4月4日(木) 13時30分

閉会 平成31年4月4日(木) 15時35分

### 2. 出席委員

(委員) 内田 和男 大森 敏弘 佐藤 安紀子 東村 玲子  
平野 澄子 細川 良範 山下 東子  
(特別委員) 久保田 正 菅原 美徳 鈴木 博晶 津田 幸喜  
中川 竹志 中田 薫 長元 信男 平山 孝文  
和田 律子

### 3. その他出席者

(水産庁) 森漁政部長 保科増殖推進部長 吉塚漁港漁場整備部長  
藤田企画課長 天野加工流通課長 桑原漁業取締課長  
廣野管理調整課長 山本計画課長 藤井参事官 他

### 4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第80回企画部会  
議事次第

日 時：平成31年4月4日（木）13:30～15:35

場 所：農林水産省第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）平成30年度水産の動向について

（2）平成30年度水産施策について

（3）平成31年度水産施策について（諮問第313号）

4 閉 会

## 目 次

1	開 会	1
2	平成30年度水産の動向について	4
3	平成30年度水産施策について	11
4	平成31年度水産施策について（諮問第313号）	13
5	その他	36
6	閉 会	36

○企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第80回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たりまして、漁政部長の森より御挨拶を申し上げます。

○漁政部長 こんにちは。ただいま御紹介賜りました漁政部長、森でございます。皆様方には御多忙の中、本審議会への御出席をいただきありがとうございます。

本日の議題につきましては、平成30年度水産の動向を含むなどの白書ということでございます。前回、2月の企画部会のほうでいただいた御意見等も踏まえまして作成をしたということでございます。

御多忙の中、委員の皆様におかれましては、事前の案の段階の白書の内容を御確認いただき、事前にコメントもいただいております。御礼申し上げたいと思います。

いただきましたものにつきましては、前回の企画部会での御意見も含め、できる限り反映するように努めさせていただいたところでございます。

また、同時並行的に政府部内での調整もさせていただいております。本日お示しするものの構成と内容等につきましては、その調整も踏まえた現段階のものということになっております。

結果的に、非常に今年もページ数の多い資料となっておりますが、一方でそれなりに整理されたものにするのができたのではないかと思いますし、特に水産教育の関係につきましては、各教育機関のいろんな取組を幅広く紹介できるような内容になったのではないかと考えているところでございます。

また、平成31年度水産施策につきましては、水産基本法の規定に基づきまして、本日諮問させていただくものでございます。こちらにつきましては、平成30年度の水産の動向及び平成30年度に講じた施策とともに国会へ提出する、いわゆる講じようとする施策ということで、こちらも前回お示ししました構成案に応じてまとめさせていただいたものということでございます。

本日、以上の案件につきまして御審議をいただきまして、水産白書の完成に向けて最終の作業につなげてまいりたいと考えているところでございます。

限られた時間ではありますが、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただけますようお願いいたしまして、私の御挨拶とさせていただきますと思います。

今年、これは平成30年度の水産の動向ということでございます。来るべき、先般公表されました新しい元号のもとで、次に出すものというもののどういう形にしていくのか、ま

たこういった点につきましても、今後我々の中でもよく検討していきたいと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画課長 それでは、4月1日付で水産庁幹部の異動がございました。組織改編も含まれますけれども、本日出席しております水産庁幹部の紹介をさせていただきます。

まず、漁港漁場整備部長の吉塚でございます。

○漁港漁場整備部長 漁港漁場整備部長を拝命いたしました吉塚でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○企画課長 漁業取締課長の桑原でございます。

○漁業取締課長 桑原でございます。よろしくお願いいたします。

○企画課長 管理調整課長の廣野でございます。

○管理調整課長 廣野です。よろしくお願いいたします。

○企画課長 計画課長の山本でございます。

○計画課長 山本です。よろしくお願いいたします。

○企画課長 それで本日の会場、いつもと同様でございますけれども、皆様の前にマイクがございません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をいただくようによろしくお願いいたします。

農林水産省の会議、今ペーパーレスで実施するということになっておりまして、前回もこういった形でやらせていただきましたけれども、ペーパーレスで実施しております。ただ、これまでの会議におきまして、御要望がございましたように、議事次第ですとか資料配付一覧、あるいは委員・特別委員名簿及び平成30年度水産の動向の目次につきましては、ペーパーでも配布させていただいております。

また、事前にいただきました意見への対応方向につきましても、委員のお手元のほうに配付をさせていただいているという状況でございます。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中、現在6名の方に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立しているということを御報告いたします。

山下部会長は少し遅れておられますけれども、御出席されると7名ということになるという状況でございます。

次に、特別委員の方につきましては、12名中9名の方に御出席をいただいているという状況でございます。

それと、水産審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づき公開で行うこととなっております。また、第9条に基づきまして議事録を作成し、縦覧に供するものとされてございます。

さらに、本日諮問させていただく、講じようとする施策、つまり水産基本法第10条3項の意見聴取に関しましては、水産政策審議会令第6条第6項の規定に基づき定めました水産政策審議会議事規則第11条第3項によりまして、当部会の決議をもって審議会の決議とするということになっておりますので、併せて御報告させていただきます。

では、本日の配付資料の確認をさせていただきます。画面を見ていただきまして、それぞれのパソコンの上のほうにタブがついていると思いますけれども、議事次第から資料1、最後、資料6までであるかと思えます。パワーポイントと資料4と資料6の間に出ているのが資料5に該当しますので、確認をしていただいて、何か不都合があれば事務局のほうに御連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、カメラで撮影されている方がいらっしゃいましたら、撮影はここまでということにさせていただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、東村部会長代理、議事進行をお願いできますでしょうか。よろしくお願いたします。

○東村部会長代理 今お話にありましたように、山下部会長が少し遅れられるということで、部会長代理の東村が代わりを務めさせていただきます。

それでは、座って議事に入らせていただきます。

本日の議題は、平成30年度水産の動向、平成30年度水産施策及び平成31年度水産施策についてです。

まず初めに、平成31年度水産施策について諮問を受けたいと思います。

○漁政部長 こちらにつきましては、農林水産大臣、吉川貴盛より水産政策審議会、山川卓会長に対する諮問ということでございます。水産基本法第10条第3項の規定に基づき、別添、平成31年度水産施策（案）について、貴審議会の意見を求めるというものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○東村部会長代理 本日の進め方ですが、ただいま諮問がありました平成31年度水産施策、いわゆる講じようとする施策とともに、これの作成に当たって考慮するとされている平成

30年度水産の動向及び平成30年度水産施策について、最初に事務局から説明を受け、その後、質疑などを行いたいと思います。

また、本部会は15時30分までの予定としておりますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 企画課長の藤田でございます。

それでは、少し時間がかかりますけれども、座って説明をさせていただきます。

前回の企画部会でいただきました意見などを踏まえまして、最終案に一步手前という段階のものを作成をさせていただいております。

各委員の方には、事前にメールで白書の原案を送付させていただいたところ、この3月末までに3名の委員の方からコメントをいただいております。鈴木委員からいただいた資料につきましては資料6ということで、後ほど御発言をお願いするということになるかと思っております。ほかの2名の委員の方からの意見につきましては、お手元のほうに参考と書いた資料を紙媒体で配付をさせていただいておりますので、それを適宜御覧になっていただければと考えております。

本日、御用意させていただきました水産白書の案につきましては、前回の企画部会以降、公表されたデータ、例えば農林統計の産出額ですとか、F A Oから出ました統計ですとか、貿易統計も入れ込んでおります。あと、内部でもさらに検討を重ねまして、事前に送付させていただいた案からさらに変更している部分があるということを御了承いただければと思います。

あと、H A C C Pの認定施設数ですとか、福島県におきます魚種の放射性物質のモニタリング、これの件数、こういったものにつきましては、まだ一部データで集計中のものがございます。この点については、御了承いただきたいと考えております。

なお、つい先日決定されました新しい元号「令和」の取扱いにつきましては、4月中は使わないということになっておりまして、実際に、白書を国会に提出する、あるいは印刷物になるというときには、新しい元号を用いる予定になるということについても御了解いただければと思います。

それでは、資料2の動向編について御説明いたします。

動向編は追記したところすとか、変更したところを中心に説明をさせていただきます。

まず、資料2の1、一番最初のほうですね。そもそもの構成でございますけれども、2



月の企画部会におきましては、水産政策の改革を一般動向編の一番前の部分に持ってきて、その特集の後、間に挟まっていたような感じになっておりましたけれども、漁業法が70年ぶりの大きな改正ということもありまして、やはりほかの年とは違うだろうということで、章を新たに一つ設けまして、水産改革に関しまして一番最初に持ってきております。その次に特集になりまして、最後、一般動向編という3章立てということになっております。

それでは、第1章でございます。「水産政策の改革について」ということで、内容といたしましては、まず、冒頭の(1)の水産政策の改革に至った背景ということでございますけれども、前回までにお示しした記述ですと、ちょっとその背景というよりは経緯というような内容に近いような内容だったものですから、もう少し背景らしい形で記述を修正させていただいております。

また、3ページでございます(3)水産政策の改革のポイントというのがございますが、ここは送付をさせていただいた案におきましては箇条書きになっていたんですね。表みたいな形になっていたんですが、白書として、文章としてわかりやすい形の記述にさせていただいたというものでございます。

そういったことで、この前までは農林水産業、地域の活力創造プラン、別紙8ということで、表が入っていたんですが、これについては削除させていただいております。

あと、一般動向編の中でも法律改正の内容につきましては、さらに充実して記述をさせていただいているということでございます。

次に、第2章の特集のところを御覧ください。

7ページでございますが、(1)の近代以降の水産教育の変遷では、大きな変更はございませんけれども、8ページ目、イの「第2次世界大戦後の水産教育」の3パラ目の最後の部分でございますが、旧制の専門学校からの流れを組む大学があることも追記をさせていただいたということでございます。

次に、10ページからの(2)小学校、あと14ページからの(3)の中学校もそうなんですが、文部科学省さんからの御指摘を踏まえまして、学習指導要領に基づく内容をより正確に記述するという形で修正を加えてございます。

また、13ページのコラム「われは海の子」の部分のプロジェクトでございますが、これにつきましては、佐藤委員のほうから情報提供いただきました。ありがとうございます。それで記述をさせていただいております。

15ページでございますが、15ページの事例、これは前回とはちょっと内容を差し替えま

して、気仙沼の中学校のホタテ養殖体験学習に差し替えをさせていただいております。

次に、17ページからの（４）の水産高校でございます。この白書で使用している水産高校、46校の考え方を注釈に正確に記述をさせていただいております。狭義には水産高校といえますと水産という専門学科を設置している高校、41校をいうんですけれども、全国水産高等学校長協会へ加盟している高校、41校に加えまして、教科水産を学ぶことのできる高校のうち5校、これが加盟しているということで、これを含めた形になっているということでございます。

実習船の数でございますけれども、実習に使っている5トン以上の船ということを明確に記述をさせていただいております。

それから、20ページの教員数、表2-1-4でございます。ここも文部科学省さんからの指摘を踏まえまして、全国の教員数について、助手の方の人数も加算をしたという形で、分母が大きくなりまして、割合が前は0.5%となっていたのが0.4%に変更になってございます。

次に、21ページを御覧ください。水産高校の取組事例におきまして、現地調査で御協力をいただきました宮城県の2つの水産高校のことも、東日本大震災を乗り越えた水産高校というくくりで、事例として39ページに掲載をさせていただいております。

次に、41ページからの（５）の水産系大学でございますけれども、前回は御説明申し上げましたけれども、いろいろここに載せましたほかにも水産を学べる部分の大学はあるかもしれませんが、なかなか全てを網羅するということが難しゅうございますので、ここでいう水産系大学につきましては、全国水産・海洋系学部等協議会の会員であるということ本文にもその旨を記述させていただいております。

43ページからの大学の事例でございますけれども、43ページの北海道大学、八雲町との連携につきましては、水越委員からの提案をいただいたということで入れさせていただきました。

44ページの岩手大学、3大学連携ですとか、平成28年度から水産システム学コースを新設したということにつきまして追記をさせていただいております。

また、久賀委員からの御意見を踏まえまして、鹿児島大学も、48ページになりますけれども、これを追記させていただきました。

また、水産大学校、43ページと東京海洋大学、45ページのこの事例のタイトルをほかとの横並びで、ちゃんとその中身をあらわすようなというか、そういう題名を入れて表記を

変更したということでございます。

次に、49ページ以降の若手漁業者等の育成に移らせていただきます。

まず、50ページの図2-2-3、生産性の推移ということでございますけれども、これにつきましては、漁業産出額をこれまでは就業者数で単純に割った値としておりましたけれども、より生産性を示す指標といたしまして、漁業産出額ではなく生産漁業所得というものを使用しております。このおおむね増加傾向ということは変わっておりません。

52ページの海技免許の取得の流れについても、わかりやすく記載をしたということでございます。

55ページからのアの新規漁業就業者の育成ということでございますけれども、内容的には変更はございませんけれども、本文の途中で前回のものとコラムが入っていて、本文が途切れ途切れになって非常に読みにくかったので、順番を入れ替えをしております。

次に、58ページを御覧ください。漁業学校のところでは、これも現地調査で訪問いたしました宮城カレッジの写真を掲載させていただいたということでございます。

66ページを御覧ください。若手漁業者の育成の中で、全漁連さんが今年開講いたしました浜の起業家養成塾の内容を情報提供いただいた上で記述をしております。

また、平山委員から御提案がございましたJF全国漁青連の研修のことも同じくいただいた情報をもとに記述をさせていただいたという状況になってございます。

68ページの(3)でございますけれども、これは「漁協運営を支える人材の育成」という形で表題を変えさせていただいております。

次に、第3節、将来求められる人材の育成ということでございます。

まず、構成の話でございますけれども、前回の企画部会で御意見を伺いましたように、一般動向編でこれまで記述をしておりました外国人技能実習制度ですとか入管法の改正、あるいは労働ですとか、女性の活躍の部分でございますけれども、これを特集にあわせて持ってくる形にさせていただいておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

また、事前に送付しました案におきましては、(4)の水産業における人材の多様化として、その中で女性の活躍や外国人労働を記述しておりましたけれども、順番を入れ替えた上で(4)につきましては、水産業における女性の地位向上という形と活躍という形にいたしまして、(5)につきましては、積極的な情報収集や他業種との交流による水産業の活性化、そして最後、(6)外国人労働をめぐる動向という形でまとめさせていただいております。

次に、70ページを御覧ください。(2)の漁業学校の活用やマッチングによる新規就業者の漁業への定着でございますが、コラムで、農林水産省で実施しましたアンケートの結果を踏まえまして、漁業の魅力ですとか、新規就業者に期待することにつきまして掲載をさせていただいているということでございます。

さらに、76ページでございますが、技能実習生を中心といたしました外国人の雇用状況のグラフを掲載させていただいているということでございます。

次に、第3章、一般動向編に移らせていただきます。

79ページでございます。図3-1-3、FAOのほうからの情報提供がございましたので、それで更新をしているということでございます。

次に、84ページでございますけれども、そのこのところでエの太平洋クロマグロの資源管理につきましても重要だということで、ここは増やして追記をさせていただいたということでございます。

次に、86ページでございます。図3-1-7でございますけれども、漁業関係法令違反の検挙件数のデータが新しい数字が出ましたので、それを更新させていただいております。1,834件ということで、文章のほうもそれに合わせて修正をさせていただいております。

次に、96ページの図3-1-10でございますが、気候変動と緩和策・適応策のこういう図を挿入させていただいておりますけれども、もう少し充実させたほうがよいという意見を踏まえまして、ここをもう少し充実させた内容にしようということで、修正する予定でございますので、その点、お含みをいただければというふうに考えてございます。

次に、100ページを御覧ください。第2節、我が国の水産業をめぐる動きといたしまして、漁業・養殖業の国内生産の動向。

イの国内生産額の動向、101ページでございますが、漁業・養殖業生産額のデータをアップしております。ここで御説明をしておかないといけないんですが、統計部局のほうは3年ほど前から「生産額」というものを「産出額」という形で使用しております。水産白書も、そういった意味では昨年度は「産出額」という言葉を使用しておりましたけれども、今回のその統計部局の公表では、産出額に例えば養殖でいうところの種苗生産額、これを含めない形になっております。ただ、水産の場合は種苗生産ばかりやっている業というものがおりますので、そういうことで、実際に統計を見ますと大体約300億円前後の生産額があるということでございます。ですから、この水産白書におきましては、統計部局のい

うその「産出額」に種苗生産額も含めて「生産額」ということで、これまでと同じ比較ができるような形で「生産額」ということで統計を載せ、なおかつその文言を用いるということにさせていただいております。

その図3-2-2の注1のところに、ちょっと字が小さいんですけども、そういった部分について記載をさせていただいております。

ただし、その2ページ後の103ページの図3-2-4の平均産地価格につきましては、これは産出額を使用しております。これは額を生産量で除している、割り算をしているんですが、生産量そのものに種苗が入っていないものですから、正確に出すために、額のほうは「生産額」ではなく「産出額」を使用しているということがございます。

次に、105ページを御覧ください。表3-2-2でございますが、800万円以上の個人経営体の経営状況のデータを新しく更新をさせていただいております、漁労所得は513万円という状況になっております。

さらに、107ページでございます。燃油価格の動きのデータをアップしております。

110ページにつきましては、同じように配合飼料価格、これのデータをアップさせていただいているという状況でございます。

あと、110ページに浜プラン、112ページに広域浜プランの地区数がありまして、それぞれ672と152ということで、最新の3月末の数字が上がりましたので、そのデータを入れて本文のほうの記述をさせていただいているという状況になってございます。

115ページから117ページにかけて、海上保安庁からいただいている、例年作成している4つのデータのうち、3-2-5を除き4月掲載予定の形になっており、数字がまだ入っていないんですが、先ほど届きまして、御報告いたしますと、例えば116ページのライフジャケットの着用率の生存率という文章がありますが、ここが〇〇%という形になっていると思いますが、これが78%ということになりまして、非着用の生存率は41%、約2倍ということございまして、下から3行目で海中転落時におけるライフジャケット着用率は約3割となっているのが、約5割ということに修正される予定でございます。

併せて、関連する3-2-15とか幾つかグラフがございますけれども、これにつきましてもデータが届きましたので、併せて修正をさせていただくということで考えてございますので、お含みおきください。

次に、(4) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用、要するに117ページのところでございますけれども、事前にお送りさせていただきましたときには、タイトルが

「漁業・養殖業における新たな技術の開発と導入」でございましたけれども、昨年の白書でも特集いたしましたこのスマート水産業を現在水産庁として力を入れて進めていくということになっておりますので、タイトルも変更した上で、その内容も併せて記述をさせていただきます。

次に、120ページの図2-18及び19でございますが、漁業協同組合の動向の部分でデータを更新させていただいております。

次に、121ページからの（6）水産物の流通・加工の動向につきましては、125ページのオのHACCPへの対応に関しまして、本文の記述と、あと126ページの図2-25の図のHACCPの認定施設数を近日中にアップして修正をするということで、今現在、作業中ということでございます。

127ページの水産業をめぐる国際情勢を御覧ください。

世界の漁業・養殖業生産でございますが、127から128ページにありますけれども、FAOのデータが出ましたので、それをアップさせていただいております。

次に、133ページでございますが、水産物貿易をめぐる国際情勢のところ、イの経済連携協定等に関する動きを「TPPに関する動き」から変更いたしまして、それでTPPや日EU・EPA協定に加えまして、日米経済対話などの最近の動きを加えたという形で、直近の状況にできるだけ合わせた形にさせていただいているということでございます。

141ページからの（7）捕鯨をめぐる国際情勢につきましては、前回も少しお話をさせていただきましたが、記述をさせていただきました。事前に送らせていただいた案の中には入っていませんでしたが、コラムの一つのうち「鯨肉の栄養価」を追加して記述しております。これが143ページでございます。

また、もう一つ、まだ作成中になっている部分がございますが、「鯨類調査による研究成果」については、文章ができ次第、さらにつけ加えるということで考えているということでございます。

次に、145ページからの我が国の水産物の消費・需給をめぐる動きでございます。

161ページに飛んでもらっていいですか。コラムで「ニーズをつかんで魚食の復権を！」ということで、このコラムを追加させていただいております。

次に、168ページのイの機能性表示食品制度の動きの一番下の部分でございますけれども、その169ページにかけまして、ブリの「活〆黒瀬ぶりロイン200g」という、こういうものが本年度登録されておりますので、追加をして記載をさせていただいております。

173ページからの（４）の水産物貿易の動向におきましては、新しい貿易統計が公表されましたので、データを更新させていただいております。図3-4-16から21というところでございますが、図の例えば175ページの3-4-19を御覧いただけますでしょうか。輸出量が前年比で26%増になりまして、金額で10%増の3,031億円となったことを受けまして、本文のほうもそれに合わせて記載をしております。

第5節のほうの安全で活力ある漁村づくりのほうに移っていただけますでしょうか。

この漁港背後集落関係のデータが出ましたので、それを更新しております。

次に、185ページに移ってもらえますか。水産業における復旧・復興の状況でございますけれども、初めのこの図でございますが、3-6-1、データが更新をされております。

あと、前はざっといろんな分野につきまして横に流れるような棒グラフだったんですけれども、それぞれの分野ごとに折れ線グラフという形にしまして、もうちょっと進捗状況がわかりやすいような、そういう形の図に修正をさせていただいております。

次に、189ページの上の図ですね。ここの調査頻度の括弧書きのところにカツオとかサンマ等というのが記載をされていたんですが、「季節性のある魚種等」という形で修正をさせていただいております。

同じページのその後の本文、放射性モニタリングの検体検査数等の数値ですとか、図3-6-5のこの4つのグラフにつきましては、現在集計中でございますので、近日中にまた集まったデータでもってアップをするということで考えさせていただいております。

次に、191ページでございますが、ウの福島県沖での試験操業・販売の状況におきまして、3つ目のパラグラフの最後のほうでございます。参加漁船数が1,828隻となったということと、漁獲量が4,010トンになったということで、データを更新させていただいております。

さらに、193ページのオでございますが、外国の輸入規制への対応ということで、本文の輸入規制を完全撤廃した国の数、31カ国ということになりますが、これと図3-6-8の表、次のページになりますが、この表を更新させていただいているということでございます。

さらに、最後、198ページにアルファベットの略語を簡単なものだけですが、巻末の索引として掲載する案を用意させていただいております。節をまたいでよく出てくるものを中心に載せさせていただいたという形にさせていただいております。

次に、資料3、施策編、30年度に講じた施策のほうを御覧ください。

これは、本文につきましては、昨年度作成いたしました白書の講じようとする施策をもとに作成するということになっておりますので、昨年11月及び本年2月にお示した項目案の本文に当たるというものになります。

本日は、その概要及び事前にお送りした時点からの変更点を中心に説明をさせていただきます。

まず、構成上の変更につきまして、これまで4章となっておりました水産政策の改革につきましては、1章に持ってきたということでございます。これは動向編と同様に、冒頭に改革を位置づけるという措置でございます。また、本日急遽ご欠席になりましたけれども、姜委員からご指摘がございました白書の動向編のどこに対応しているのかというような記載につきましては、例えば3ページの右上のほうにあるんですけども、括弧書きで「p●」という形式で、可能な限り印刷の段階でちゃんと対応することがわかるように記載をするということで考えさせていただいております。

次に、概説でございますが、ちょっと戻っていただきまして、1ページ、概説の1の施策の重点といたしまして、これまでの記述に加えまして、農林水産業・地域の活力創造プランに基づき水産政策の改革に沿って取り組んだこと、あるいは漁業法等の一部を改正する等の法律案を提出し、12月に法律が成立したことについて記述をしております。

さらに、3のところ、法制上の措置といたしまして、関連する法律で成立したもの、あるいは施行されたものについて追記をさせていただいているということでございます。

2ページの第1章、水産政策の改革でございますが、第1章第1節として冒頭申し上げましたように、昨年6月1日に改訂されました農林水産業・地域の活力創造プランに盛り込まれた別紙8、「水産政策の改革について」の概要を記述させていただいております。第2節におきましては、漁業法等の一部を改正する等の法律の概要について記述をしているということでございます。

それから、少し飛んで、5ページを御覧ください。(7)のところでございますが、外国人材の受け入れにつきまして、漁業・養殖業及び水産加工業においても一定の専門知識を有し、即戦力となる外国人材となる受け入れ準備を進めたことを記述しております。

(8)でございますが、魚類・貝類養殖業等への企業等の参入について、浜と企業等との連携、参入を円滑にするための取組を開始したことを記述しております。

その次の(9)でございますが、水産業における女性の参画の促進についてということで、漁業・水産業の魅力向上を後押しする「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」、こ



れを開始させたことを記述させていただいております。

第2節、6ページの(3)数量管理等による資源管理の充実については、TAC対象魚種の拡大ですとか、個別割当方式の導入の検討を進めたこと、あるいは、クロマグロにつきましては、水産政策審議会の資源管理分科会におきまして、くろまぐろ部会を設置して、管理のための基本計画を策定したこと、さらに、資源管理措置への移行に伴う減船・休漁への支援措置を設けたことなどを記述してございます。

次に、8ページでございますが、エの捕鯨政策の推進につきまして、2月の企画部会でも担当から御説明いたしましたIWCの脱退について、経緯と商業捕鯨の再開を通告したことなどを記述させていただいております。

10ページの左のエのところでございますが、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する旨を記述してございます。

11ページでございますが、(3)の沖合漁業のところでございます。近年のスルメイカ資源の低迷を受けまして、適切な資源管理措置を講じるため、2隻の減船を実施したということにつきまして記述をしてございます。

第5節、16ページを御覧ください。(3)の水産物貿易交渉への取組についてということで、TPP11及び日EU・EPAの発効について追記してございます。

17ページの(3)大規模自然災害に備えた対応力強化について、昨年度の相次ぐ災害発生を受けて実施いたしました重要インフラの緊急点検について追記をしております。

(4)の漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出についてにおきましては、漁港施設の有効活用・多機能化に向けた利用規制の緩和を図ったことについても記述をさせていただいております。

19ページを御覧ください。第3章の漁業・漁村の活性化を支える仕組みの中の(1)の③のところ、航海時の安全確保のための水路通報・航行警報を地図上に表示したビジュアル情報につきまして、スマートフォンでも確認ができるよう運用が開始されたということについて記述をしてございます。

第4章でございます。20ページを御覧ください。東日本大震災からの復旧・復興につきまして、引き続き取組を進めたということを記述するとともに、22ページにおきまして、その第2節その他の自然災害からの復旧・復興についてということで、昨年度相次いだ災害への対応についても記述をさせていただいたということでございます。

資料4を御覧ください。これが諮問事項になります施策編、31年度講じようとする施策

の本文についてになります。

2月の企画部会で御説明いたしましたとおり、今回の構成は「水産政策の改革について」に沿って組み直してございます。30年度の講じた施策同様に、その概要及び事前にお送りした時点からの変更点を中心に御説明をさせていただきます。

概説でございます。1ページ、1の施策の重点として、水産基本計画及び農林水産業・地域の活力創造プランに盛り込んだ「水産政策の改革について」に基づく取組を行うこと。その一環といたしまして、昨年12月に成立した漁業法等の一部を改正する等の法律につきまして、引き続き丁寧な説明を行って、施行に向けた準備を行うことを記述しております。

さらに、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化の検討を進めること、資源管理の徹底とIUU漁業の撲滅を図り、輸出を促進する等の観点から漁獲証明に係る法制度についての検討を進めることを記述しております。

また、さらにスマート水産業の記述についても追記をしているということでございます。

4の金融上の措置につきましては、久保田委員からの御指摘を踏まえまして、制度融資等の記述の構成を見直して記載をしているということでございます。

2ページの第1章第1節としまして、国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進を記述してございます。

さらに、(3)数量管理等による資源管理の充実について、TAC対象魚種の拡大や、新たな資源管理システムの導入、IQ方式の導入、漁船の規模にかかる規制のあり方の検討などを進めることを記載してございます。

3ページでございます。(4)の適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度向上と理解の醸成について、生産から流通にわたる多様な場面で得られたデータの集積・共有を可能とし、データのフル活用による効率的・先進的なスマート水産業の実現に資する仕組みの検討を行うことについて記載してございます。

4ページのエの捕鯨政策の推進についてでございます。商業捕鯨の再開について追記いたしますとともに、科学的情報の収集をさらに進めること、さらにはIWC脱退後も引き続き科学委員会にオブザーバーとして参加し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に取り組んでいくことを記述してございます。

6ページを御覧ください。エの海洋プラスチックごみ問題対策の推進におきまして、マイクロプラスチックを摂取した魚介類の生態的情報の調査を行うことを記述してございます。

オには、動向編と同様に、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する旨を記載してございます。

第2節の漁業取締体制の強化でございますけれども、取締船の大型化ですとか、増隻を含む取り締まり体制の充実について記載をしてございます。

さらに、第3節におきましては、収入安定対策の機能強化について記述をしているということでございます。

7ページを御覧ください。第2章第1節といたしまして、「水産政策の改革について」に沿って、競争力ある流通構造の確立について記述をするとともに、加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開について記述しております。

8ページのエの水産エコラベルの推進についてにおきましては、引き続き官民連携の取組を推進していく旨を記述させていただいております。

9ページを御覧ください。この第3章でございますけれども、担い手の確保や投資の充実のための環境整備、これまでの取組を基礎といたしまして、引き続き取組を進めていくことを記載しておりまして、10ページの（5）海技士等の人材の育成・確保につきまして、海技資格を取得できる新たな仕組みとして、今月から乗船実習を含むコースが設置されることを記述しております。

次に、11ページでございますが、（7）の外国人材の受入れについては、外国人労働者との共生を図るための環境整備への支援について記述をしてございます。

12ページでございます。第2節の（2）沿岸漁業におきまして、最後の段落で、浜の担い手等になる漁業者に対し漁船等のリース方式による導入を支援するということについて記載をしてございます。

14ページでございます。（7）の栽培漁業及びサケ・マスふ化放流事業につきまして、「水産政策の改革について」に沿った施策の転換を図り、新たな対象種の種苗生産・技術の開発を推進するとともに、資源造成効果の高い手法や魚種に重点化するということについて記述しております。

16ページから第4章の漁業・漁村の活性化を支える取組でございます。これも、これまでの取組を基礎といたしまして、引き続き取組を進めていくということを記載してございます。

第4章第1節（3）の大規模自然災害に備えた対応力強化につきまして、重要インフラの緊急点検の結果に基づく緊急対策を推進する旨を記述しております。さらに、漁港海岸

における緊急的な高潮対策等の推進についても追記をしているということになっております。

(4) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出についてでございますけれども、漁港施設の有効活用・多機能化を引き続き推進する旨を記述してございます。第2節では、引き続き多面的機能の発揮の促進を進めていくということについて記述しております。

18ページでございます。第3節のエの水産物の安全確保及び加工・流通の効率化に資する研究開発についてでございますが、一番最後のところで、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報の調査を実施する旨を記述しております。

ちょっと見にくいかもしれませんが、「接触」という字が変換ミスがありまして、誤植でございますので、これは印刷のときには正しい字に変えさせていただきます。

19ページでございます。第5章では、東日本大震災からの復興に向けて、引き続き必要な取組を推進する旨を記述しております。

次に、21ページでございます。水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ということでございますが、第6章第1節の関係府省庁等連携による施策の効率的な推進におきまして、第2段落で海洋再生エネルギー法の施行に伴いまして、漁業と調和のとれた施設整備がされるよう、経産省等との連携を図っていくということについて記載をさせていただいているということでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

私は本日遅参いたしましたして、大変申しわけございませんでした。部会長代理、ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のありました資料について、これから御意見等いただきたいと思いますが、これから4つのパートに分けて進めていきたいと思っております。

4つのパートといいますのは、第1が資料2のうちの1つ目ですね。第1章及び第2章、特集の部分です。2つ目のパートは、この資料2のうちの後半部分、77ページからの動向編ということです。そして、第3のパートといいますのは、これは資料3の平成30年度水産施策についてというところ。そして、最後、第4番目として、諮問事項でもありますが、ただいま最後に御説明のありました資料4の平成31年度水産施策について、御意見をいただくこととしたいと思います。

また、鈴木特別委員から御提出がありました資料6につきましては、2つ目のパートにおいて御発言をいただくということにしていますので、お願いいたします。

それでは、まず4つに分けますが、1つ目のパートである資料2の第1章及び第2章の特集、ページでいいますと76ページまでになります。御意見をいただきたいと思います。御意見や御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょう。

佐藤委員。

○佐藤委員 今回、白書の目玉は水産政策の改革だと思います。この改革を実施し、改革の目的を実現するためには、改革を推進する仕組みと人材が必要だと思います。

前回、2月14日の会議で仕組みについて私は発言したつもりなんですが、言葉足らずだったようで、さっきいただいた委員からの意見に反映されておりませんでしたので、改めて申し上げさせていただきます。ただ、それは、議論を2つに分けたうちの2つめ、76ページの後になりますので、その前の部分を1つ、先に申し上げさせていただきます。

今回の水産改革は、科学の視点が大きくクローズアップされました。そして、科学にのっとった資源管理システムを構築することが第一と書かれています。そこで大切なのが、改革の意義を理解し、広く伝え、実施に結びつける人材育成と仕組みづくりだと考えます。要は、コミュニケーションの促進だと考えます。

ここで御提案でございますが、改革を実現していくのは漁業者の方たちです。ただ、現場で漁業をしている人に科学的な漁業について話すには、科学者の側に説明する能力が必要だと思われまます。また、漁業者の側にも理解する能力が求められることだと思います。両者によりコミュニケーションがあって初めて今回の水産改革は具体化し、実現するものと考えます。科学者と漁業者を結ぶ、いわば「科学コミュニケーター」という存在、その育成が大切だと考えます。

このことは、この「平成30年度水産の動向」の74ページ目が該当すると思います。第3節、将来求められる人材育成の冒頭に書かれている文章の最後に、「そしてまた、現在掲げられている水産改革を実現するために、科学者と漁業者を結ぶ科学コミュニケーターの育成が大事です」という言葉を入れていただきたいと考えます。

今回、紙に書いてまいりましたので、後で送ります。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

また後でお答えいただくとして、ほかにいかがでしょう。私の席からは、和田委員のお顔がなかなか見えにくいんですが、和田委員、大丈夫ですか。ほかの方。

○中田特別委員 白書のページの69ページの下から70ページの上の部分、お願いします。

これにつきまして、久賀委員の御意見として、削除というところですね。75ページの9行目で書かれている表に、その際、「学生が落ち着いて勉学にいそしむよう安定した環境を」という部分を、それまでの文章と論理的につながっておらず削除してくださいという御指摘がございました。

私自身は、それに残すということに、もともとこれを出したのは私のほうですけれども、固執するわけではございませんが、ちょっと御意見を一言申し上げたいと思います。

70ページの2行目、「現場では、生産から小売りまで課題を察知し問題解決できる能力を備えた人材が求められています」とございます。この課題を解決するためには2つ必要だと大学校では思っております。

1点目は、学生たちにいろんな経験をさせて、社会に出たときに問題に当たったときに、問題をクリアしていくため、ハードルをなるべく低くしてやるそのためここに書かれているような様々な新しい技術にふれさせる。

もう1点重要なのは、問題に当たったときに、それを自分でそしゃくし、情報を得て、考えて、それへの対応策をつくっていくという部分です。その両面を大学教育では与えるということが重要だと思っています。

その部分として、このいろんな経験をさせる部分と、それから、じっくり考える環境が必要だということを述べたつもりでした。

前回ちょっと言葉足らずだったので、白書の中に残すのではなくて、記録として残していただければなと思っています。

それから、先ほど佐藤委員のおっしゃった御意見についてですけれども、私自身もコミュニケーションというのは非常に重要だと思っています。大学校でも漁業の中核的人材を育てるといふうに目標を置いておりますけれども、これはまさに科学、それから現場の間をつなぐという役割だと思っています。

ですので、佐藤委員の御意見に賛成したいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには。

大森委員、お願いします。

○大森委員 3ページ目のところで、新たな資源管理システムの記述がございます。ここ

の3パラ目、「このため、今後は、幅広い魚種にTACを設定し、漁獲量そのものの管理に軸足を移すこととなりました」という表現になっております。水産庁が我々JFグループに対して水産政策の改革」という冊子を使って、全国百何十カ所にわたって説明していただいたわけですが、このTACの管理のところについては、今回の記述のようなTAC対象魚種を幅広く設定するという表現ではなくて、「TAC対象魚種は早期に6割から8割を目指す（漁獲量ベース）」という記述で、説明をずっとされてきております。それから、この冊子では沿岸漁業については、船舶の数が多く、多種多様な魚種を来遊に応じて漁獲し、多数の港で多種類を少量水揚げすることから、漁獲量の把握や魚の数量管理が難しい実態があるため、まずは漁獲量を適切に把握する体制づくりが必要となりますということが、実施に当たっての配慮という中で説明を受けています。

つまり、今まで漁業者が説明を受けてきた部分とこれは飛び跳ねている表現に見えますので、ここは再考していただきたいというのが1点でございます。

それから、6ページに、この改正する法律の概要、趣旨から改正の概要まで記していたいておるわけですが、ここの部分で是非この漁業法の第1条の目的の記述をしつかり書いていただきたい。今回、この第1条において漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み」という表現がございます。漁業を営む者として、この法律の中にやはりこういった表現が残ったということは非常に大事なことだと認識しておりますので、この部分を入れ込んでいただくよう御検討いただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

今、大森委員がおっしゃったところに割と近いところなんです、3ページ目の一番下の段落から4ページ目にかけての言い回しというか表現が大変に誤解を招くので、再考をお願いしたいという発言をさせていただきます。

まず、3ページ目の最後、「TACの管理についても、現在は、一斉に漁獲し、TACを超えそうになったら、ストップするというように、全体管理をしていますが、これには、早獲り競争になって、それぞれの漁業者が計画的に操業できないといったデメリットもあります」というのは、ちょっとこれは現状を全くとまでは言わないけれども、かなり無視

した書きぶりだと思いますね。現状、本当に何の制限もなくTACを設定して、またこれだと、例えばですけれども、イワシだったら、日本のイワシを一括したTACで設定しているようですが、そんなことはなくて、漁場、系群、大臣管理、知事管理等々、非常に細かく区分けした中で管理が行われておりますし、またその中では業界団体等による自主管理も行われております。それを全く書かないというのは、甚だ誤解を招く書き方だというふうに言わざるを得ないと思います。

引き続き、それへの対策として個別割当というのが出てくる流れというのは、私自身は個別割当でそれが解決することもなければ、個別割当を入れなければ解決できない問題でもないというふうに理解していますけれども、現状の水産政策の改革がこういう流れにあるという、そういう状況では、この書きぶりは仕方ないという評価をいたしますが、ただし、漁業者に個別割当を配分するという制度ではないはずですね。漁船ごとのはずですね。ここは漁業者に割り当てるか漁船に割り当てるかというのは、割とではなくて、かなり大きな問題ですので、ここも修正をお願いしたいと思います。

今見て、見つかりましたので、事前に送付できなくて申しわけございませんでした。お願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、一旦、事務局にお返事をお願いできますか。

○企画課長 いろいろなご意見、ありがとうございます。

確かにこの部分は、先ほど説明で申し上げましたように、今まで箇条書きになっていたところをもう少し文章編でわかりやすくということで書き下ろしたものですから、若干、人によって読み方が、ちょっと受けとめ方といたしますか、違う部分があって、意見を多数いただいたということだと思います。

一応、例えば大森委員から言われたような考え方につきましては、31年度の水産施策で講じようとするところには、例えばその3ページの上のほうで「数量管理の充実に当たっては、水揚地において漁獲量を的確に把握する体制整備を検討します」ですとか、あと、「我が国周辺の漁場においては、異なる漁業種類の多数の漁船が輻輳しながら操業している実態」があるということで、いろいろ検討を進めていきますというようなことは、それぞれのパートではちゃんと誤解がないようにといたしますか、明らかにして書かせていただいているということでございます。



ただ、ちょっとその印象として、ここの動向編のところ、かなり誤解があるということであれば、我々のほうで、できるだけ誤解のないような記述というものは少し考えさせていただいて、その上で最終化をして諮問するという形をとらせていただくということにさせていただければと思います。

あと漁業法の目的の記述ですとか、あと中田委員と佐藤委員からありました人材の部分ですね。ここもちょっと、どういう文章が、文章をお持ちだということなので、いただいた文章をちょっと見ながら、こちらのほうでうまく書けるのかというのは引き取らせていただければと思います。

そういうことで、東村さんのものも併せて検討させていただくということでよろしゅうございますかね。

○東村委員 東村です。藤田課長、どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

ただ、1点だけ、私のほうの発言の修正です。マイワシを例に挙げましたけれども、漁場ごとの管理はちょっとマイワシは自信がないですね。少なくともズワイガニは漁場ごと管理、マイワシは系群管理、それぞれの魚種においてさまざまな、要は日本の一本ではない管理が行われているというふうに発言を修正させていただきます。あとは、意図はそのままでございます。失礼いたしました。

○山下部会長 では、大森委員。

○大森委員 東村委員が今おっしゃったT A Cの件も大変大事な部分なので、是非検討していただきたいと思いますし、I Qを漁業者に割当てという表現も今までの漁業者への水産庁の説明と違っているので、誤解を招くということになりますので、ここは是非修正していただきたいと思います。

今回このような記述型になったわけですが、前回の概要型の際に申し上げなきゃいけないかと思いますが、そもそも水産庁作成の「水産政策の改革」の冊子そのままここに載せていただければ、全てここに説明がされているわけなので、それでいいのかなと思っております。ところが、今回、また違う表現がここで出てきたことで漁業者の誤解を招くということになりかねないなということを御理解いただきたいと思います。

○山下部会長 どうぞ。

○企画課長 皆様方の御趣旨を踏まえまして、慎重に誤解がない表現というものをさらに検討させていただきたいと思います。

○山下部会長 ほかにはよろしいでしょうか。1章と2章ですね。特集の部分もかかわりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、2つ目のパートにまいりたいと思います。

これは資料2の77ページ以降ということで、一般動向編のところですが、御意見がございましたら御発言をお願いします。

まず初めに、鈴木特別委員からペーパーも出していただいていますので、御発言をお願いします。

○鈴木特別委員 この147ページのグラフを御覧いただいて、それから資料6へ進みたいと思います。

図3-4-3は、何年か前に1人当たりの消費が肉と魚が逆転をしたという説明です。これが水産関係の一番の問題だと思っておりますが、その割には、さらっと触れられている感じがいたします。生産から消費までの流れの中で、白書の記述においては、絶えず川上の部分が大変多くて、川下が余りにも少ない。やはり川下で消費が促進しないと川上の努力が何も報われないと思いますので、この魚と肉の逆転現象をもっと深掘りして語らなければいけないと思っております。

資料6をあけていただいて。

まず、一番左の上に日本人1人当たりの摂取量、魚介類と肉の逆転を描きましたけれども、その下に進んでいただくと、動物性たんぱくの摂取推移というのがございます。これは年代別に分けております。若年層のたんぱく摂取量が非常に減っているように思えます。その右側の炭水化物の摂取量を見ますと、まさにダイエットブームに象徴されるように、非常に炭水化物の摂取が減っているのもよくわかると思います。

それから、もう一つ下の一番下の列の右と左をご覧いただきたいのですが、一番下の左は1995年を100とすると、どのぐらい年代別に変化しているかという数字でございます。これを見ますと、一番上の焦げ茶色のグラフ、これは高齢者のたんぱく摂取量ですが、これは近年上がっています。これは最近、医者が歳をとったら肉を食べろということを中心に言うようになりまして、高齢者の動物性たんぱくの摂取が増えている。しかしながら、若年層の摂取量が確かに減っているわけですね。1995年から比べると、下手をすともう70、80%を切っているぐらいの、そういう傾向の年齢層もあるわけです。

問題は、その右側の脂質の摂取でありますけれども、この高齢者の脂質の摂取がものすごく上がっているのです。ですから、歳をとったら肉を食べろはいいのですが、脂もたっ

ぷりとなっている。これでは不健康になるでしょう、こういうことがなかなか広く世の中に伝わっていないし、高齢者自身にも伝わっていないと思います。

端的に申し上げると、魚と肉の逆転の結果、畜肉の半分は脂ですから、結局、脂の摂取が増えて、たんぱく質の摂取が減っている。こういうことをもっと切り込んで、やっぱり魚を食べたほうがいいですよという論理をもっともっと水産行政として展開すべきではないかと思っております。ぜひこの資料2のグラフあたりのことにも、もっと切り込んだ内容も盛り込んでいただいて、問題の本質を皆さんに理解していただけるようにしてほしいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。資料まで用意していただいて、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

144ページの捕鯨のところでございます。去年、日本政府は2つの大きな水産改革を決断されました。「IWC脱退」と「70年ぶりの水産改革」です。どちらも従来の日本からすると思切った、新しい道に進んだと思います。これは実に素晴らしいことですが、日本の一般市民や世の中に対して“どのように伝えるか”というコミュニケーションに磨きをかけることが何より大切だと思います。私が本日出席した一番の理由は、こういう視点で本日、お話を申し上げたいと思ったからです。

捕鯨をめぐる動きの中で1点、御提案を申し上げます。本文にもコラムにも日本がIWCの中で戦い、IWC脱退に至った経緯が書かれていますが、捕鯨問題は日本と世界とのコミュニケーションの問題でもあります。今回のIWC脱退を、日本政府自身がどのように表現するかが大切だと考えます。IWCに加盟していない国や世界の人々、また日本の一般国民へのメッセージにもなるからです。

今回、この白書は国の顔となるものですので、そこに書かれるのはIWCにおいて捕鯨派と反捕鯨派がどんな議論をしてきたかということだけではなく、「日本は、世界がめざしているSDG's(国連開発目標の実現のための活動推進)の達成も念頭に、IWCにとどまって日本の立場を主張するのではなく、IWCを離れて広く日本の考えを世界に発信し、また同時に科学的な捕鯨を実現するという行動に移ることを選びました」というメ

ッセージが世界に伝わるような書きぶりであってほしいと考えます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今どうですか、課長、何か。

○企画課長 まず、鈴木委員からいただいたものは、非常にいい御指摘だと思うんですけども、我々のほうも相当勉強させていただいて、記述ぶりをどうするかというのを考えないといけないと思いますので、是非来年度の白書でもうちょっと充実させて、どこまで増やせるかということで、宿題にさせていただけるとありがたいなと思います。

あと、佐藤委員からのものは、相当我々としても I W C につきまして書かせていただいて、メッセージ性を出したつもりだったんですけども、もう少し具体的にどこの部分をとっていただけると割と検討がしやすいんですが。

○佐藤委員 捕鯨についてのコラム、145ページのコラムで、I W C の中でどんな議論があったかが非常に詳しく書かれています。下から七、八行目に書かれているように、反捕鯨国は、理屈ではなく、嫌なものは嫌だから一頭たりとも鯨をとるべきでないと捕鯨に反対しているわけです。そして、「我が国は、平成28年以降、持続的利用支持国と反捕鯨国とが鯨と捕鯨に対する根本的な立場を異にすることを踏まえて、I W C の機能回復を目指す「I W C の今後の道筋」議論を主導してきました。」と記述されています。

非常に率直に書かれています。さらに「その後、フロリアノポリスで、我が国は「I W C の今後の道筋」の議論を踏まえ、鯨と捕鯨に対する立場の異なる国が I W C の傘の下で共存できることを目指す I W C 改革案を提案しました。しかしながら、今回も、反捕鯨国は商業捕鯨を一切認めないとする頑なな態度を変えず、改革案は否決されました。」。

以上の理由から日本は I W C を脱退したということで、その説明が書かれているわけですが、私はここにも S D G ' s という言葉をぜひとも入れていただきたいと思います。日本が I W C を脱退して新しい道を選ぶというときに、「I W C は我々の言うことを聞いてくれなかったからやめる」ということだけではなかったはずで、そのとき日本が何を大切に決断したかという部分こそ言葉に表すべきだと私は申し上げているのです。世の中にはいま、いろんな視点が出てきています。S D G ' s というのは、これからこの地球環境と人類がどのように共に生きていくか、限られた資源をどのように共に生かしていくかという視点で先進国と発展途上国双方が納得して採択されたものです。その理念にの

つとれば、IWCという1つの国際機関にとどまることではなくて、日本は世界と共に、さきほど少し申し上げた、「日本は世界が目指している国連開発目標（SDG's）を実現するために、IWCにとどまって日本の立場を主張するという道ではなくて、広く日本の考えを世界に発信し、同時に科学的な捕鯨を実現するという行動を選びました」と、そういう書きぶりであってほしいと考えます。これでもまだ言葉足らずだと思いますけれども、このように書かれると「日本は大きな視点で脱退を選んだんだな」と、国民にも世界にも伝わるのではないかと考えました。

以上です。

○企画課長 ちょっとよろしいですか。一応、前のページの142ページの本文のほうの2つ目のパラグラフというんでしょうか、SDG'sとは書いていませんけれども、その「脱退を決定しました」の後に、そこで要するに国際的な海洋生物資源の管理に協力していくという我が国の姿勢は変わりません。さらには、その「水産資源の持続的な利用」という我が国の立場を共有する国々との連携をして、国際社会の支持を拡大していったIWCが本来の機能を回復するように取り組んでいきますということで、本文のほうに我々としてはかなり思いをしっかりと書かせていただいたということで、こっこの今、佐藤委員からいただいたところはコラムなので、そこでとまっているんですけども、本文のほうではしっかりと書かせていただいたという認識なんです。それでも、もう少し足りないという感じですか。

○佐藤委員 ええ、是非本文のほうにSDG'sを入れていただきたいと考えます。

○山下部会長 すみません、口を挟んで。私はこの経緯をつぶさに見ているわけではないんですが、脱退のときの決意にSDG'sのために脱退するというような文言が、決意表明がないのであれば、やっぱり書きにくいんじゃないかと。後づけになってしまいます。決意表明はもう文書化されているので、それに沿ったものでなければ難しいだろうというふうに思うんですけども。

○企画課長 しっかり確認をいたします。

○山下部会長 中田委員、お願いします。

○中田特別委員 97ページの海洋環境の保全と漁業というところで、「MPAは、必ずしも漁業禁止区域を意味するものではなく」という部分がございます。この部分ですけれども、じゃMPAは、日本がとったMPAは何なのかという定義を初めに簡単に入れて、これを続けるとわかりやすいのかなと思いました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、検討させていただきます。

何かありますか、お答えが。

○企画課長 わかりました。余りここの部分は実はそんなにこれまでと記載を変えている部分ではないので、わかるかなと思って記載はさせていただいていたんですけれども。

○中田特別委員 何が言いたいかという、「MPAは」と主語があって、「意味するものではなく」というのが述語として続いています、最後の「保護措置が考えられます」というと、主語と述語が合っていないで、ちょっとそう言葉を入れるとつながるなと思いました。

○企画課長 はい、わかりました。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次に3つ目のパートということで、今、資料2が終わりまして、次が資料3、平成30年度水産施策ですね。いわゆる講じた施策というものですけれども、これについて御意見等いただくこととしたいと思います。

では、この資料3、講じた施策についてはいかがでしょうか。拝見したところ、今までの講じた施策と随分と書きぶりというんでしょうか、構成が違って、これは水産改革のことが反映されているからかなと思うんですけれども、その内容について何か御意見がありますでしょうか。

私は、皆さんがお考えになっている間に一言申し上げますと、個人的には、これは講じた施策ですよ。それで改正漁業法、成立したのはもう平成30年度も末の12月ですね。そうすると、講じた施策の中でその改革に向けて法案をつくったということはあったとしても、それ以上、その法案が通るかどうかわからない間に、何か法案が実現した後の状況を先取りしたような書きぶりに見えるところは、いいのかなというふうに思うんですけれども、個人的な意見として申し上げます。

ほかにはいかがでしょうか。

和田委員、すみません、見えなくてごめんなさい。和田委員、お願いします。

○和田特別委員 内容のことではなくて、日本語的なところなんですけれども、資料3、

それから資料のどちらもそうなのですが、本文の中に資料3でいいますと、印刷のページの4の(3)の段落の少し前の(2)の段落の最後のほうなのですが、「また」というところがあって、2行目ぐらいに「大宗」という言葉が出てくるんですけども、余りこういう言葉は使われないんじゃないかと思ひまして、もう少しわかりやすい言葉を使っていたほうがニュアンスが皆様に伝わっていいんじゃないかということです。

あと、幾つか、平成の後に括弧書きで西暦の年代を書かれていると思うんですが、それで抜けている箇所を少し見つけましたので、それはまた後日、電子ファイルで、メールでお送りしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

今メモ書きをお持ちでしたら、終わった後、事務局にお渡しいただくということでも結構かと思ひます。

ほかにはいかがでしょうか。何かお答えありますか。よろしゅうございますか、これは。大宗って余り言わないですかね。大宗を占めるとか、それでしょう。

○企画課長 これは、水産基本計画をつくったころから結構使っているワードなので、余りそういった意味で変えていないということなんですね。やっぱり余り、委員の方からすると相当珍しいという感じの言葉になるんでしょうかね。

○和田特別委員 水産の方は一般かもしれないんですけども、水産から全然関係ない普通の人から見ればわかりにくい言葉だと思ひます。大宗という言葉は初めて見た時、私はおおむねという意味で使っているのかなと思ひて辞書で引いたら、全く違う意味が出てきて、次にインターネットで引くと、水産関係だけで使っている特殊な用語と書かれていたのですが、余り内輪の用語は使われないほうが私はいいいんじゃないかと思ひておりますが、いかがでしょうかということです。

○企画課長 では、内部で変更が可能か、ちょっと再度検討させていただきます。

○漁政部長 部会長からお話のあった構成の件ですけれども、実は後ほど御説明します「講じよう」と、今回お諮りしている30年度の水産「講じた」ではかなり構成が変わっております。今年の今ご覧いただいている30年度の水産施策というものは、この「講じた」のほうの構成については去年の「講じよう」、「講じた」の柱を基本として、その一番最初に水産政策の改革が加わったというだけです。

実は、31年度の講じようのほうについては、昨年決めました「水産政策の改革について」の柱に沿って、柱をがらがらぼんして改めたというような形ですので、一応、講じた

ものについては、基本的には去年ベースの形にはしているわけです。

○山下部会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、もしほかにないようでしたら、今日の4つ目のことなんですが、これが諮問事項でございます。

資料4の平成31年度水産施策について御審議をいただきます。何か御意見、御質問など。大森委員、お願いします。

○大森委員 14ページの最後のところからなんですけれども、種苗放流による資源造成の推進という項です。ここは、14ページの最後にあるように、漁獲管理、そして漁場の管理と一体となった種苗放流を推進するというので、私がこの委員にさせていただいてずっと言い続けてきました資源を人が管理する、そして漁場を整備する、そして種苗の放流、この三位一体で資源の造成を図っていくのが重要だということをしっかり位置づけていただいているわけです。

一方で、その次のページのところに入りますと、次のイというところで、対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進というところでは、3行目ぐらいから、資源造成効果を検証した上で、資源造成の目的を達成したものや、効果が認められないものについては、資源管理等に重点を移すと、こういう書きぶりになっております。

先ほど言ったように種苗放流をすることのみで資源造成の目的を単純に達成しているということではないわけですし、漁場の管理、造成、そして人の管理、これが三位一体となって、そしてこの目的を何とかその達成のところまで来ているわけです。

ですから、種苗放流のところだけなくなると、資源管理のところにも重点を移しておけば、その目的が達成し続けられるということについては、やはり相当慎重にやっていただかないと、今まで積み重ねてきた成果というものが無になってしまうおそれがあります。

具体的に言うと、瀬戸内海のサワラで相当厳しい議論が今も続いているということは水産庁の方々も御了解いただいていると思いますので、この表現と最初の前提のところ、ここを踏まえて、いま一度、これはまさにこれから講じようという政策ですから、今どういう形で乗り越えるかということも含めて、この表現そのものもそうですけれども、やはり物の考え方、これを私が申し上げたような三位一体の中での成果ということをどういうふうに評価して進めようとしているかということについてお伺いしたいと思います。

○山下部会長 では、ほかに質問がなければお答えをいただきますし、何か。

では、東村委員、挙手がありましたので、お願いします。



○東村委員 2ページの点です。多分、何度も同じ発言をしておりますけれども、個別割当についてですが、まずはこれまでずっと個別割当というのは資源管理のための手法の一つということから、12月に出た全国の説明のためのパンフレットで経営的な視点も入ったことで少し、資源管理の一手法だけでなくて経営的な側面も持つものだということが盛り込まれて、これが講じようとする施策にも反映されているというのはよかったかなと思っているんですけども、ただ、そのようにこの2ページの一番下の②の割り当てられた漁獲量を計画的に消化することでというのが、必ずしも行われるわけではないということは改めてこの場で発言させていただきます。

それは、個々の漁業の経営であったり、地域であったり、その漁業の種類であったりによってうまくいったり、いかなかったりするということ、それは多分、水産庁の方々も十分御承知の上だと思いますので、それがうまくいきそうなものは入れていけばいいのかなというふうに考えております。

以上は私のコメントなんですが、もう1点だけ、この2ページの一番最初にIQと出てくるところに、括弧して個別割当というのが漢字だけで4文字になっているんですが、ほかの文章だと「割当て」という平仮名がついているものが多くて、どれが正確な表記なのか、もしくは使い分けがなされているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思っていました。この水産政策であったり漁業法に絡む前は、たしか漢字だけだったんですね。割と最近「て」がつくようになって、先ほどの水産白書は「て」がついています。「個別割当て」の「て」が平仮名でついているので、間違いでなければここはそのままでもいいんですけども、単純な修正であればよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。こういうことは統一したほうがいいので、後でお聞きしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木特別委員 何ページのどこのという発言ではありませんが、いつも漁業白書に感じることは、先ほども申し上げましたけれども、どうしても川上のことが多くて、消費という川下の施策が非常に薄いと感じております。

もう一つの基本的なスタンスとして、「ニーズを調査しましょう、そのニーズがわかいたら、それに沿うように川上を努力しましょう」というスタンスがずっと続いていると思うのです。私は、そのニーズというものは、自らつくらないとできないものだと思ってい

ます。確かに日本人、国民は体にいいものを食べたいというニーズはあると思います。ですけれど、魚がどれほど体にいいのかということをもっと徹底的に啓発していくことで、初めて魚を食べようというニーズができるのだと思うのです。

そのように考えますと、この白書の中に魚を本当に食べたくなるような施策というものがどういうものであるかということをもっと深く掘りして、もっともっと具体的に展開していく必要があるのではないかと考えておりますので、ぜひ来年度はその部分をたっぷりふやしていただきたいと思います。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、平野委員と佐藤委員お願いします。

○平野委員 主婦連合会の平野と申します。

やはりこの水産白書を見ていますと、消費者という視点からが非常に少なく、22ページに非常にうまくまとめられてありますけれども、消費が増えなければ水産の振興というものもそんなに成果が出ないと思いますので、この消費者への働きかけなどというものもインターネットとか何かあってありますけれども、もっと具体的に、もうちょっと重きを置いて、消費されて初めて生産が生きてくるというようなことをもう一度考えていただければというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 今日、私は前回その発言して採用されなかった点をここで繰り返させていたくのですけれども、その仕組みの話です。水産改革というのは、個々の漁業者が主役だと実感できる、そういう場があって初めて実現する、進むのではないかと考えます。上意下達ではなくて、漁業者が科学者と一緒に目の前の海や魚の現状について語り合い、よりよい漁業に持っていくための仕組みをどうつくるかということが大事かと思えます。

この平成31年度水産施策案の2ページ目に、I、漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の(2)資源管理指針・資源管理計画体制の推進の中に、長い文章いろいろありますが、「漁業者、試験研究機関及び行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備を支援します」と書かれています。ここに、組織長ではなく、当事者である現場の漁師さんたちが、自分たちがこの仕組みの中に入っていると実感できる書きぶりをぜひ入れていただきたい。具体的に申し上げますと、例えば「漁業は各地域により実

情が違うため、現場の個々の漁業者の意見を聞く場を定期的に設定します」というような、かなり踏み込んだ言葉を入れるようなことを御検討いただきたいと考えます。

それから、もう1点、さきの委員お二人、鈴木特別委員と平野委員がおっしゃった点に非常に共鳴いたします。特に、鈴木委員が提案された魚の栄養的価値を伝えるグラフは今日初めて拝見いたしました。ぜひとも採用いただきたいと思います。本日の白書案には、鯨の栄養についても随分と書かれてございます。鯨については、原案以上に書けることがたくさんあります。もっと短い文章でインパクトのある内容を書ける要素もありますし、鯨に事寄せて、ほかの魚についても書けることはたくさんあります。今年の白書に魚の栄養、鯨の栄養や魚介類が日本人の体にどんなに良い効果があるかということ伝えるということがコラムでもし書き加えられるのであれば、来年度といわず、是非今年に採用していただきたいと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私も意見があるので、ちょっと言わせてください。

先ほどの30年度の水産施策と同じなんですが、実際には改正漁業法の施行は来年の夏ぐらいをめぐるとのことなので、来年度についてはまだ現行漁業法でやっていくはずなのに、何か改正が漁業法の内容が先取りされているように思われると。さっきと同じ話ですけども、それでいいのかなということ疑問に思いました。

それから、もう少し具体的なことで申し上げますと、1ページの左側の下から3つ目の段落、最後ですが、「引き続き丁寧な説明を行い」ということが書いてあるんですが、これは誰に対する丁寧な説明かということが書かれていないので、何かあったほうがいいと。先ほどの佐藤委員のおっしゃり方ですと、漁業者の方に定期的ということみたいですけども、ここではどなたなのかという問題ですね。

それから、3ページ目の右段の上から3段落目のデータの活用についてなんですけれども、データの活用にあたっては、個人情報の取り扱いというのが一般にはよく注意を喚起されます。このデータは個人というのは余りないかもしれませんが、企業といいますか、漁業者の方が魚をとった軌跡というのは営業の秘密になるわけですね。船を走らせて、ここで1時間とまっていると、あっ、ここでとったなみたいなことは営業上の秘密にもなりますので、そういう意味ではここに、例えば普通だったら個人情報の取り扱いに配慮しつ

つという言葉が入るんですが、ここでは企業や個人情報取り扱いというのか、あるいは営業の秘密や個人情報の取り扱いに配慮しつつという文言があってもいいのではないかと。無理やり入れてくれという意味ではないですが、提案です。

それから、5ページの左肩のあたりに入るかと思うんですけども、7のところ、漁場関係の保全があります。私は、この企画部会長の宛て職で、中田委員も入っているんですが、地球環境小委員会合同会議がありまして、そこで今にわかにはパリ協定対策か何かをやっているんですが、いわゆる二酸化炭素ですか、温室効果ガス削減の取組というのは、この中には書いていないんですよ。水産業の中でも幾つかの取組はこれから出すということで方針が決められていますので、それはここの管轄じゃないのかなということをちょっと確認したいと。管轄じゃなくて、それは農水で書くからいいんだということだったら、それでもいいとは思いますが。

それから、11ページですね。(7)と(8)なんですが、外国人材の受入れと外国人技能実習制度の運用なんですが、外国人材の受け入れはこの4月から始まることであって、その前から技能実習制度はありました。そういうことでいうと、施策としては順番は(8)のほう、技能実習生が上に来るべきではないかというふうにも思ったんです。細かいことで申しわけないんですけども、そのように思ったので、一応言っておきます。

それから、最後、これはもっと細かくてどうでもいいかもしれないんですが、19ページの左肩のイですね、(2)の労働災害の、ライフジャケットなんですけれども、ライフジャケットを着用するのは大変大事なことで、私も最近ある人に言われて、つまり船に乗る可能性があったら自分で持っていけと。船に乗るときに、これ着てくださいと渡されるわけじゃないから持っていけと言われたんですが、そうしたら、幾つか飛行機に乗って、ある飛行機で乗せられないと言われたんですね。何かコンプレッサーというんですか、空気が圧縮されているから。非常に長くもめて、乗せてもらえることにはなったんですけども、ライフジャケットの移動は全く水産庁と関係ない話と思うんですが、こういうことがあるということだけ一応申し上げておきたいと。移動が大変なことがあると。それによって没収されると、せつかく自分の命を守ろうと思っていたのに、守れないということがあるといことを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

ほかにはありませんか。よろしいですか。

○大森委員 会長、先ほどの私の意見の御回答をいただけないかと。

○山下部会長 これは、皆さんの意見がなかったら、今度は事務局のほうからお答えをいただこうと思っているんですけども、もうよろしゅうございますでしょうか。

それでは、お答えをお願いします。

○増殖推進部長 15ページの栽培漁業のところの記述ですけども、確かにこの記述、「種苗放流等については、資源管理の一環として実施する」というふうに書きながら、「効果が認められないものについては、資源管理等に重点を移し」という記述になっていて、若干わかりにくいなというふうに改めて思いながら御意見を伺ったんですけども、ここで今やろうとしているのは種苗放流、今、大森委員のお話にもありましたように、資源を増やしていく上で非常に役割を果たしているというところがあって、北海道のマツカワであるとか、ニシンであるとか、あるいは今御紹介にあったサワラについても、特にサワラは種苗放流と漁業者の取り控えというのを、以前、資源回復計画という形でミックスして取り組み始めて、今資源量が瀬戸内海でも相当増えてきているということで、効果があったわけです。

ただ、種苗放流、一般的にということなんですけれども、こういう回遊性の高い魚の種苗放流というのは、資源数量が小さいときは、その種苗を放流することで、その数を増していくということで効果があるんですけども、一定の種苗放流と取り控えを重ねることによって、資源量全体が増えていくと、どうしてもお金をかけて放流する数量というのは限られるので、もう資源量、自然での再生産に対して、添加することの効果というのが物すごく、だんだんちっちゃくなっていくという特徴があるんです。

そういうふうに、かつては添加効果がたくさんあったけれども、今現在、資源評価のところでは実際の調査の中で分析してみると、非常にもう効果が小さくなっていて、これをこのまま続けるよりは、ここは漁獲量の制限でうまくさらにそれを増やすようにしていきながら、その同じ種苗放流にかける労力を、むしろ次にそういう資源を増やしていく必要があるものに向けていって、そちらでより、同じお金をかけるんだったら、まさに効果が出るほうを重点的にやっっていこうというのがここで書いてある趣旨になります。

そういう取り控え中心に管理していくものというのは、そちらに重点を移しながら、種苗放流の効果がより期待できるものに新たにというんですか、取り組んでいくために、それに必要な種苗放流の効果の判定の方法等を技術開発、そういう手法を検討したり、あるいは、今まさに種苗放流が求められる魚種の種苗放流の技術開発を進めるというふうに、国の施策も推進していきたいという、そういうことでございます。

○山下部会長 大森委員。

○大森委員 保科部長の御説明は御説明としてわかるんですけども、具体的に自然の再生産がまさにその種苗の今までのレベル、これを縮減していくことでも同じ効果が生まれるんだというような、そういう検証がまだなされていない中で、現場ではもう結論ありきのかじが切られて混乱しているという状況であるわけなので、やはりそこはそういった考えであれば、そういう形になっていくための検証をしっかりとやっていく、そういった時間が必要なわけです。ぜひ今、部長がそういうふうに説明していただいたら、まさにそういう流れで現場の対応を図っていただきたいと思います。

○増殖推進部長 ここで、この文章上も資源造成効果を検証した上でということです。御存じのとおり、これまでの資源評価書の中である程度、資源、余り多くないんですけども、資源によっては効果がこれぐらいあるというのが記載されているものもあって、その中を見ても効果が相当あると思うものから、これはさすがに随分効果が減ってきている、イコール資源がふえたということなんですけれども、というのがありますので、そういう状況をきちんと現場の方々とも共有しながら進めていくというふうにやっていきたいと思っています。

○山下部会長 よろしいでしょうか。

実は、今3時半になりまして、予定の時間になったんです。まだ事務局からお答えをいただいたりすることがございますので、もしも御予定の時間で退席しなければならない方は、恐れ入りますが、退席をお願いいたします。

それで、会議はこのまま続けさせていただきます。

では、事務局からほかの方々の質問等に対するお答えをお願いいたします。

○増殖推進部参事官 水産庁増殖推進部参事官の藤井でございます。

山下部会長から先ほど御指摘のございました藻場の温室効果ガス、主に二酸化炭素ですけども、その吸収の効果について、今どういうふうに取り扱われているのかという御質問だったかと思います。

○山下部会長 そうじゃなくて、それは地球環境小委員会合同会議でやっているんですが、CO<sub>2</sub>削減の取組を水産庁はやっているというふうに施策に書かなくていいのかどうかを質問しました。

○増殖推進部参事官 これまで水産庁は藻場の扱いとしては、環境の保全であるとか、生

き物のすみかを育むであるとか、豊かな磯の資源を維持するとかという視点で行ってきたと思います。確におっしゃるとおり、私の目から見ても二酸化炭素を吸収するという視点というのは、これまで欠けていたのかなというところだと思います。現在、先生にも参加いただいています農水省の中での長期戦略というのをつくっていただいていますので、ちょっと今回の白書には時間的に間に合わないのかと思うんですけども、近い将来、こういう視点を水産庁の施策の中に入れていくことも必要かというふうに考えているところでございます。

○企画課長 ありがとうございます。

今段階で書けるのかどうかというのは確認をいたしまして、もし水産白書の施策の中に書いてふさわしいというか、段階になっているのであれば、ちょっとその検討をさせていただきたいと思います。確認をします。

あと、簡単なところから申し上げますと、外国人材の順番のところは我々のほうで再度あの流れがどっちのほうがいいか確認をさせていただきたいと思います。

何人かの委員からいろいろ御指摘をいただきました、例えば消費者の視点ですとか、魚職普及につながる部分につきましては、現在、今回の白書におきましては、かなり、例えばその7ページにおきます流通構造の改革ということで、いろいろなことをやっていきますということの中で、具体的に実施できることがあれば実施したということを書いていくということになるんだろうと思っております。今の段階でどこまで具体的に書けるかというのは、なかなかお約束ができないので申しわけないんですけども、できたものにつきましては、ちゃんとその講じた施策のほうに反映をさせるということにいたしたいと思っております。

あと、改正漁業法につきましては、おっしゃるように誰に説明するのかということでございますから、漁業者の方とか、あと関係団体、さらには都道府県に対して説明をしているということでございますので、誤解がないような表記というものを考えたいと思います。

個人情報扱いの話は、当然といえば当然のことでございますので、ここでは書いておりませんでしたけれども、ほかの部分との横並びで入れたほうがよさそうであれば、入れるという方向で検討しようというふうに思っております。

あと、ライフジャケットの件は承りました。国交省さんとかと会議をすることもありますので、お伝えをしたいというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、意見も大体出たようですので、質疑はこの辺で終わりたいと思います。

資料2の平成30年度の水産の動向と、資料3の平成30年度水産施策、また、本日諮問のありました資料4の平成31年度水産施策については、本日皆様からいただいた御意見を踏まえまして、事務局で再度修正等を行いまして、最終案の答申については部会長である私に一任させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの声)

○山下部会長 ありがとうございます。

それではどうも、時間の関係もでございますので、時間過ぎてしまいましたが、この辺で本件の質疑を終わらせていただきます。

ほかに事務局から何かございますでしょうか。

どうぞ。

○企画課長 それでは、本日は御審議ありがとうございました。

その白書につきます今後のスケジュールでございますけれども、本日諮問をさせていただきました平成31年度水産施策、いわゆる講じようとする施策につきましては、平成30年度水産白書の動向編とあわせまして、5月下旬から6月上旬の閣議決定、国会への提出という予定で手続を進めたいと考えているところでございます。

なお、水産政策審議会の委員の任期でございますけれども、水産政策審議会令によりまして2年と定められております。現在、委員をしていただいている皆様の任期はこの7月13日に満了するということになっておりまして、一応の区切りとなります。委員の皆様方におかれましては、これまで非常に御多忙中のところ、水産白書の作成等に当たりまして、貴重な御助言、あるいは御指導いただきました点につきまして、御礼を申し上げます。ま誠にありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の企画部会を終わらせていただきます。

2年間、ありがとうございました。